

区画整理だより

発行 橋本市市街地開発事務所
電話 0736(34)1235

まちづくり協議会総会が 開催されました！

平成19年8月4日(土)に、古佐田区民会館において、第22回橋本市中心市街地まちづくり協議会総会が開催されました。
総会では、平成18年度事業報告、平成19年度事業計画等が承認されました。



H19総会の様子

その他、「事業等の進捗状況」、「紀の川護岸整備橋本かわづくり事業」について、事務局から説明がありました。

平成19年度事業計画 (まちづくり協議会活動)の内容

平成19年度は次世代に残す「まち」の姿を住民みずからの意思で考案していくことを目標に、まずは、地域に根ざした住民相互のまちづくり活動を進めるため、次の活動を行うことが承認されました。

花いっぱい運動

花のプランター植え作業やハナミズキの配付、水やり等の地域活動を通して、住民同士の連携を高め、潤いあふれる地域づくりを進めます。

事業啓発活動

区画だより等を利用しながら、住民相互の情報交換を進め、現在進められている土地区画整理事業への継続的な参加意識を高めていきます。

古いもの捨てないで運動

区画整理事業に伴い失われてしまう「古くなった生活用品」等の保存を行い、まちづくり資源としての活用を図ります。

共催事業支援

橋本市まちの歴史資料保存会、橋本絵画同好会と当協議会とが組織する実行委員会が主催となり、「第3回橋本まち並スケッチ展」を開催します。

事業等の進捗状況

第1ゾーン工事状況

平成16年に工事着手し施工しておりました第1ゾーンについて、平成19年9月



第1ゾーンの完成状況

末に造成工事が完了いたしました。

御殿橋架け替え工事の状況

御殿橋の架け替え工事に伴う仮橋の設置が完了しており、平成19年11月初旬から国道迂回路として利用されています。

紀の川護岸整備の状況

国や橋本紀の川水辺の会と調整を進めており、近々、説明会を開催する方向で準備をすすめています。

任期満了に伴う 審議会委員の 選挙について

土地区画整理事業では、権利者の適正な意見を事業に反映させるため、地区内の権利者等からなる諮問機関として土地区画整理審議会を設置しています。

中心市街地第一地区土地区画整理審議会の第2期委員は、平成20年2月23日をもって5年の任期が満了となり、改選を行うこととなります。

なお、選挙人名簿に登録されるのは、平成19年12月4日(火)現在で事業地区内の土地所有者と土地について借地権を有する人です。

審議会委員の構成

委員の定数 10名

- ・ 権利者委員 8名
宅地の所有者および借地権者から各別に選挙されます。
(現在、借地権者委員はいません。)
- ・ 学識経験委員 2名
事業について学識経験を有する者のうちから市長が選任します。

選挙の手続きと日程

選挙期日の公告

平成19年11月15日(木)

選挙人名簿の縦覧及び異議の申出期間

平成20年1月4日(金) ～ 1月17日(木)

【市街地開発事務所にて】

立候補届け及び立候補推薦届けの受付

平成20年1月29日(火) ～ 2月7日(木)

【市街地開発事務所にて】

選挙期日(投票日)

平成20年2月20日(水)

借地権の申告の不受理期間について

平成19年12月4日現在の地区内の土地所有者及び借地権者により選挙人名簿を作成するため、翌日12月5日から選挙人名簿が確定する日まで、施行者への借地権申告の不受理期間となります。縦覧期間終了後、選挙人名簿が確定しますと借地権申告の受付を再開します。
(申告をしないと借地の権利等がなくなるということではございません。)

相続登記未済の選挙権の行使について

土地登記簿に記載されている所有権者が死亡しており、相続登記未済の場合の選挙権行使については、相続人の名義に所有権移転するか、または選挙権人名簿縦覧期間内に相続を証する書類(他の相続人からの委任状及び印鑑証明)を提出して相続人を確定した場合、選挙権及び被選挙権が認められます。

詳しくは市街地開発事務所まで

選挙に伴う公告について

選挙に伴う各種の公告は

- ・ 市役所及び高野口出張所掲示場
 - ・ 橋本区掲示板(橋本一丁目交差点南東角)
 - ・ 古佐田区民会館1階掲示板
 - ・ 橋本市市街地開発事務所掲示板
- に掲示を行います。

橋本市市街地開発事務所掲示板

市街地開発事務所前、9月まで宝くじ売場があったところ(現在は自動販売機)の西側植え込みの中です。
(紀北川上農協の掲示板をお借りしました。)
審議会選挙等の各種公告のほか、区画整理だよりなど区画整理事業やまちづくりの情報を掲示します。

